

## 転出届(郵送)

転出する方の中に運用中のマイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方がいる場合は、転出証明書の発行を受けず転入時にマイナンバーカードを提示して転入の手続きができます(付記転出)。付記転出の場合でも転出証明を発行することが可能です。その場合は返信用封筒を同封してください。

国外転出される方には転出証明書は発行されません。

転出にあたり、国民健康保険、介護保険、児童手当、税関係等の手続きで別途窓口にお越しitただく場合もございます。

明和町長様

届出年月日	令和 年 月 日
異動年月日	令和 年 月 日

マイナンバーカードをお持ちの方は下記に□チェックしてください。

マイナンバーカードを持っています。

新住所				世帯主	
旧住所	三重県多気郡明和町大字 (方書)	番地 棟	号室	世帯主	
本籍				筆頭者	
異動者氏名(フリガナ)		マイナンバー カード	生年月日	性別	続柄
1		有・無	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	男・女	□世帯主
2		有・無	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	男・女	
3		有・無	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	男・女	
4		有・無	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	男・女	
5		有・無	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	男・女	
明和町に残る人の中で新しく世帯主になる人					
フリガナ 新世帯主氏名	※世帯主を含む家族の一部が転出する場合、 世帯主及び続柄の変更の手続きが必要になります。				

申請者	住所	(〒 一 )	
	氏名	昼間の連絡先 (携帯電話でも可)	

※自署以外の場合は押印が必要です

⇒裏面もご確認ください。

≪ 同封していただくもの ≫

- 転出届(この用紙の表面に必要事項を記入してください)
- 本人確認ができるもの  
(免許証・マイナンバーカード(表)・資格確認書等)のコピー
- 返信用封筒+切手  
(お急ぎの場合は速達分の切手を追加してください)  
宛名は旧住所または新住所をご記入ください  
※付記転出で転出証明書の発行が不要な場合は返信用封筒・切手は不要です。

≪ 転出に関連する手続きについて ≫

明和町役場窓口での手続きが必要となる場合がございますので、  
事前にご確認ください。

- 住民ほけん課 保険年金係 ☎0596-52-7116  
国民健康保険、後期高齢者医療
- 福祉総合支援課 ☎0596-52-7115  
介護保険、福祉医療、障害者手帳等、児童手当、母子保健等
- 税務課 ☎0596-52-7113  
税関係
- こども課 ☎0596-52-7123  
保育所、幼稚園、こども園
- 教育課 ☎0596-52-7124  
小学校、中学校等
- 上下水道課 ☎0596-52-7120  
水道、下水道等

≪ 転入手続きについて ≫

- マイナンバーカードをお持ちの方でも通常の転出手続きをされた場合は  
転入手続きに必ず役場が発行した転出証明書が必要です。
- マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを利用して転入手続きをす  
る場合(転出証明書なし)は、ご自分で設定した暗証番号の入力が必要  
となります。暗証番号を事前にご確認いただき、転入した日から14日以  
内に転入の手続きを行ってください。

≪ お問い合わせ・宛先 ≫

〒 515-0332  
三重県多気郡明和町大字馬之上945番地  
明和町役場 住民ほけん課 戸籍住民係  
☎ 0596-52-7114